



我孫子市

Abiko city

児童扶養手当業務における事務処理誤りについて

児童扶養手当業務において、認定の取扱いを誤ったことにより児童扶養手当の支給誤りがありました。

行政に対する市民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫びするとともに、信頼の回復と一層の再発防止に努めてまいります。

1 概要

児童扶養手当の支給額を決定する際に算定基準の解釈を誤り、本来支給対象となるべき3名の対象者の支給を停止してしまいました。

また、児童扶養手当と同様の審査基準で判定する児童育成手当及び、ひとり親家庭等医療費等助成についても同一の対象者について未支給を発生させてしまいました。

・未支給の額（対象者3名）

	未支給期間	児童扶養手当	児童育成手当	医療費助成	合計
対象者1	H24.8～H25.7	497,160円	0円	19,477円	516,637円
対象者2	H25.8～H27.7	989,940円	0円	5,535円	995,475円
対象者3	H24.8～H29.7	1,437,960円	160,000円	92,705円	1,690,665円
合計		2,925,060円	160,000円	117,717円	3,202,777円

2 経緯及び原因

児童扶養手当の受給対象者は毎年8月に現況届を提出することが義務付けられており、担当者は提出された現況届の内容と当該年度の所得状況及び養育費等の額に応じて、手当の支給額を決定する仕組みです。

平成29年8月下旬に29年度現況届の事務処理において、平成24年度（平成24年8月以降の手当分）からの算出に誤りがあることに気付きました。誤りの要因は、平成22年度の税制改正において、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除等の廃止が行われ、児童扶養手当においては、その影響が平成24年度の手当支給から生じることとなりましたが、法解釈を誤り扶養義務者等（同居等の親族）の所得を確認する際に年少扶養の数は除いて所得制限額を決定し手当額を算定してしまったことにあります。その後も、誤った解釈のまま事務の引き継ぎがなされたことにより、長期間にわたり事務処理の誤りが生じてしまいました。

なお、対象者3名には、平成29年10月中に謝罪及び事情説明を行うとともに、未支給分の手当等を平成29年10月末に追加支給しました。

当初の事務に関わってきた職員に対しては、総務課から厳重注意を行いました。また、誤支給の事案発生時を含めた担当部長と担当課長については、児童扶養手当の支給に関わっていることから、その職責を踏まえ、11月10日に副市長から厳重注意処分としました。

3 今後の対応と再発防止

課内での再発防止策に加え、全庁での事務処理誤りの再発防止に取り組むため、事務処理ミス防止の方針を定め、その徹底を図ってまいります。

【問い合わせ】

我孫子市子ども部子ども支援課

☎ 04-7185-1111 (内線496)